

難病の方へのサービスガイド



平成28年4月

仙台市

「難病の方へのサービスガイド」について

- この冊子は、仙台市内にお住まいの難病患者さんが利用できる相談窓口や制度、地域での生活を支援する各種サービスなどをご紹介しますものです。
- 各項目の内容は概要です。サービス等ご利用の際は、必ず事前に問合せ先にお尋ねください。
- 原則として、平成28年4月1日現在で作成しています。今後、内容等が変わる場合があります。
- 問合せ先、FAX番号の市外局番は「022」です。

目次

相談	3
各区障害高齢課・各総合支所保健福祉課	
障害者総合支援センター(ウェルポートせんだい)	
仙台市難病サポートセンター	
宮城県難病相談支援センター	
宮城県神経難病医療連携センター	
仙台市重度障害者コミュニケーション支援センター	
みやぎ障害者ITサポートセンター	
患者・家族会	
障害者相談支援事業所	
医療	7
指定難病の医療費助成	
小児慢性特定疾病医療費助成	
小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付	
指定難病等の治療に係る通院介護費用交付事業	
遷延性意識障害者治療研究事業	
雇用・就労	12
仙台市障害者就労支援センター	
公共職業安定所(ハローワーク仙台)	
宮城障害者職業センター	
介護保険のサービス	13
障害福祉サービス	15
その他の福祉サービス	17
難病患者等補装具費等賃借費の助成	
車椅子の短期貸出	
移動支援(ヘルパーの派遣)	
ALS在宅療養患者介護人派遣事業	
重度障害者入院時コミュニケーション支援事業	
レスパイト(家族等支援)	
災害時要援護者情報登録制度	
ハート・プラスマーク	
市営住宅への入居	
携帯電話の割引サービス	
障害者手帳	22
身体障害者手帳	
療育手帳	
精神障害者保健福祉手帳	
障害年金	
関係機関	23
難病の名称一覧	24

相談の窓口

●各区障害高齢課・各総合支所保健福祉課

難病や障害のある方の相談に応じ、各種福祉サービスの窓口になります。

患者およびご家族の方を対象に保健師・看護師・栄養士等が必要に応じてご自宅を訪問し、生活の相談に応じています。

区	担当課	所在地	電話番号・FAX
青葉区	障害高齢課 障害者支援係	〒980-8701 青葉区上杉1-5-1 青葉区役所3階	電話 225-7211(代) FAX 225-7721
宮城野区	障害高齢課 障害者支援係	〒983-8601 宮城野区五輪2-12-35 宮城野区役所2階	電話 291-2111(代) FAX 298-0717
若林区	障害高齢課 障害者支援係	〒984-8601 若林区保春院前丁3-1 若林区役所1階	電話 282-1111(代) FAX 282-1280
太白区	障害高齢課 障害者支援係	〒982-8601 太白区長町南3-1-15 太白区役所3階	電話 247-1111(代) FAX 247-3824
泉区	障害高齢課 障害者支援係	〒981-3189 泉区泉中央2-1-1 泉区役所東庁舎1階	電話 372-3111(代) FAX 372-8005
宮城総合支所	保健福祉課	〒989-3125 青葉区下愛子字観音堂5	電話 392-2111(代) FAX 392-2233
秋保総合支所	保健福祉課	〒982-0243 太白区秋保町長袋字大原45-1	電話 399-2111(代) FAX 399-2580

●障害者総合支援センター(ウェルポートせんだい)

身体に障害のある方や、高次脳機能障害や難病等、支援の手法が十分に確立していない障害の支援体制づくりに向けて、難病支援に関する情報収集や発信、支援者育成のための研修等の企画・運営を行っています。また、理学療法士や保健師等の専門職が、関係機関と連携しながら、難病等の方やご家族の支援を行っています。

所在地	電話番号・FAX
仙台市泉区泉中央二丁目24-1	電話 771-6511 FAX 371-7313

●仙台市難病サポートセンター

市内で生活する難病患者やご家族の方からの相談に対し、相談員が電話や面談、訪問等による支援を行います。また、就労に関する相談・支援や患者会等立ち上げ支援を行います。

所在地	電話番号・FAX
仙台市青葉区木町通1丁目4-15(仙台市交通局庁舎4階)	電話 796-9131 FAX 211-1781

●宮城県難病相談支援センター

県内で生活する難病患者やご家族の方からの相談に対し、難病相談支援員が相談に応じます。また、ピアカウンセリング、患者団体情報のとりまとめをしています。

所在地	電話番号・FAX
仙台市青葉区木町通1丁目4-15(仙台市交通局庁舎4階)	電話 212-3351 FAX 211-1781

●宮城県神経難病医療連携センター

神経難病(筋萎縮性側索硬化症、パーキンソン病関連疾患、多発性硬化症、脊髄小脳変性症、多系統委縮症)の療養に関し、主に医療的な問題についての相談に難病医療専門員が応じます。

所在地	電話番号・FAX
仙台市青葉区星陵町1-1(東北大学病院地域医療連携室内)	電話 717-7992 FAX 717-7992

●仙台市重度障害者コミュニケーション支援センター

難病等の進行によって、コミュニケーションが困難となる筋萎縮性側索硬化症等の方を対象に、コミュニケーションの確保に向けた相談や、重度障害者用意思伝達装置等の適切な使用を図る技術的支援を行います。

所在地	電話番号・FAX
仙台市青葉区千代田町1-5 コーポ千代田108号室	電話 779-6873 FAX 779-6874

●みやぎ障害者ITサポートセンター

障害のある方のIT活用を支援するため、パソコン等ITに関する各種相談、IT講習会の企画開催及び就労に向けたスキルアップ研修等を行っています。

●問合せ先

電話:374-3111 FAX:377-9300

●患者・家族会

宮城県内で活動している患者・家族会です。

※マークがついている団体は、宮城県患者・家族団体連絡協議会の加盟団体です。

社団法人 日本筋ジストロフィー協会 宮城県支部(※)	胆道閉鎖症の子供を守る会 宮城支部(※)
ベーチェット病友の会 宮城県支部(※)	後縦靭帯骨化症友の会(※)
社団法人 日本リウマチ友の会 宮城県支部(※)	宮城県網膜色素変性症協会(※)
財団法人 星陵心臓病友の会	もやもや病の患者と家族の会 東北ブロック
宮城県腎臓病患者連絡協議会(※)	NPO法人 線維筋痛症友の会 東北支部(※)
東北ヘモフィリア友の会	東北ヘモフィリア友の会
全国筋無力症友の会 宮城県支部	宮城県サルコイドーシス友の会(※)
全国膠原病友の会 宮城県支部(※)	アンジェルマン家族の会
全国低肺機能者グループ 東北白鳥の会 宮城県支部	宮城県喉頭摘出者福祉協会 立声会
川崎病の子供をもつ親の会 宮城県連絡会	あおば会(糖尿病)、登米糖の会(糖尿病)
NPO法人 宮城県患者・家族団体連絡協議会(MPC)(※)	糖尿病友の会まつしま会
多発性硬化症(MS)虹の会(※)	青葉の会(ターナー症候群)
全国パーキンソン病友の会 宮城県支部(※)	みやぎがん患者・かぞく会
日本ALS協会 宮城県支部	仙台ポリオの会(※)
宮城県肝臓病交友会(※)	宮城かんせんの会
宮城県心臓病の子どもを守る会(※)	宮城県脊髄損傷者協会
難病ホスピスの会(※)	結の会(※)(個人会員 脊髄梗塞・下垂体疾患等)
宮城県ゆずり葉の会(遷延性意識障害)(※)	日本ダウン症協会 宮城仙台支部 どんぐりの会
炎症性腸疾患友の会(IBD宮城)	

●問合せ先

特定非営利活動法人 宮城県患者・家族団体連絡協議会(MPC)

所在地	電話番号・FAX
仙台市青葉区木町通1丁目4-15(仙台市交通局本局庁舎4階)	電話 796-9130 FAX 211-1781

医療

●指定難病の医療費助成

●概要

法律で指定された指定難病の診断を受けており、病状の基準を満たしている方に、医療費の助成を行います。指定難病についてはP24をご覧ください。(306疾病が対象です)

●助成内容

医療費の自己負担割合を2割に軽減します。また、世帯の所得等に応じて下表のとおり自己負担上限額が設定され、ひと月の難病に係る医療費については、それ以上の負担は生じません。

(単位:円)

階層区分	階層区分の基準 (()内の数字は、夫婦2人子1人世帯の場合における年収の目安)		一 般	高額かつ長期	人工呼吸器等装着者
生活保護	—		0	0	0
低所得1	市民税	本人年収80万円以下	2,500	2,500	1,000
低所得2	非課税(世帯)	本人年収80万円超	5,000	5,000	
一般所得1	市民税課税かつ市民税所得割7.1万円未満 (約200万円～約430万円)		10,000	5,000	
一般所得2	市民税所得割7.1万円以上25.1万円未満 (約430万円～約850万円)		20,000	10,000	
上位所得	市民税所得割25.1万円以上 (約850万円～)		30,000	20,000	

※入院時の食費は全額自己負担となります。

※指定難病の診断を受けており国の定めた病状の基準を満たしていない場合であっても、申請月以前の12月以内に指定難病に係る総医療費が33,330円を超える月数が3月以上ある方(軽症高額該当者)は一般区分に該当します。(同時もしくは別途申請が必要です)

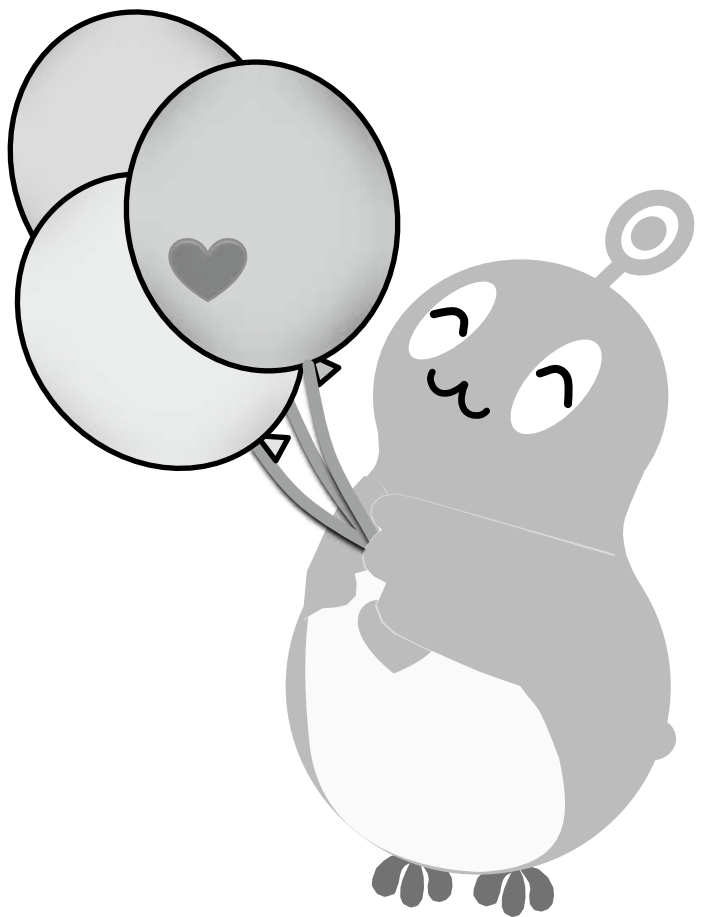
※「高額かつ長期」は、指定難病に係る月毎の医療費総額が5万円を超える月が年間6回以上ある方です。(別途申請が必要です)

●手続きに必要なもの

- ・窓口に備え付けている申請書等
支給認定申請書、世帯調書、同意書、臨床調査個人票
(臨床調査個人票は、厚生労働省のホームページからダウンロードすることができます。「難病対策」で検索可能です)
- ・世帯全員の住民票
- ・印鑑(認印で可)
- ・保険証の写し
※医療保険の加入状況等によってご本人以外の世帯員の方の写しも必要となります。詳細は問合先にご確認ください。
※生活保護受給者の方は生活保護受給者証の写しをご準備ください。
- ・市民税(非)課税証明書
※医療保険の加入状況等によってご本人以外の世帯員の方の写しも必要となります。詳細は問合先にご確認ください。
※市民税非課税の方は、非課税証明書のほか、年金等の収入状況を確認できる書類が必要です。
- ・世帯内に他に他指定難病医療費又は小児慢性特定疾病医療費の申請者、受給者がいる場合は、その証明書類
- ・軽症高額に該当する場合は、医療費申告書、領収書等

●問合先

各区役所 障害高齢課 障害者支援係 (P23)



●小児慢性特定疾病医療費支給

●概要

小児の慢性疾患のうち、特定の疾病に罹患している18歳未満(ただし、治療を継続されている場合は20歳到達前まで延長可)のお子さんに、保険診療の自己負担分に対する医療費の一部を支給する制度です。世帯の課税状況等に応じて一部自己負担があります。

●対象疾病

厚生労働大臣が定める次の14疾患群、704疾病が対象となります。

	疾患群	対象となる主な疾病
1	悪性新生物	がん、白血病
2	慢性腎疾患	慢性糸球体腎炎
3	慢性呼吸器疾患	慢性肺疾患
4	慢性心疾患	心室中隔欠損症
5	内分泌疾患	甲状腺ホルモンの異常
6	膠原病	若年性突発性関節炎
7	糖尿病	1型糖尿病
8	先天性代謝異常	フェニルケトン尿症
9	血液疾患	血友病
10	免疫疾患	複合免疫不全症
11	神経・筋疾患	ウエスト症候群
12	慢性消化器疾患	胆道閉鎖症
13	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	ダウン症候群
14	皮膚疾患群	レックリングハウゼン病

●助成内容

医療費の自己負担割合を2割に軽減します。また、世帯の課税状況等に応じて下表のとおり自己負担上限額が設定され、ひと月の小児慢性特定疾病の治療にかかる医療費については、それ以上の負担は生じません。

(単位:円)

階層区分	階層区分の基準 (()内の数字は、夫婦2人子1人世帯の場合における年収の目安)		一 般	重症(※)	人工呼吸器等装着者
生活保護			0	0	
低所得1	市町村民税	年収80万円以下	1,250	1,250	500
低所得2	非課税(世帯)	年収80万円超(～約200万)	2,500	2,500	
一般所得1	市民税課税かつ市民税所得割7.1万円未満 (約200万円～約430万円)		5,000	2,500	
一般所得2	市民税所得割7.1万円以上25.1万円未満 (約430万円～約850万円)		10,000	5,000	
上位所得	市民税所得割25.1万円以上 (約850万円～)		15,000	10,000	
入院時の食費			1/2自己負担		

(※)①高額な医療費が長期的に継続する者:小児慢性特定疾病医療費の支給認定を受けた月から12か月以内に小児慢性特定疾病の治療にかかった医療費総額が5万円を超える月が6回以上ある方が該当します。②小児慢性特定疾病 重症患者認定基準に適合する者:療養に係る負担が特に重いとして厚生労働大臣が定める基準に該当する方が対象となります。

●手続きに必要なもの

全員提出
①窓口に備え付けている申請書等 ・小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書 ・世帯調書 ・小児慢性特定疾病医療意見書・療育指導連絡票 (医師が記入) ・医療意見書の研究利用についての同意書 ・医療保険上の所得区分を確認することについての同意書
②対象児童と申請者の住民票の写し ※仙台市内に住民票がある場合には、添付を省略できます。
③印鑑(認印で可)
④保険証の写し ※医療保険の加入状況等によってご本人以外の世帯員の方の写しも必要となります。詳細は問合先にご確認ください。 ※生活保護受給者の方は生活保護受給者証の写しをご準備ください。
⑤市民税(非)課税証明書 ※医療保険の加入状況等によってご本人以外の世帯員の方の分も必要となります。詳細は問合先にご確認ください。 ※市民税非課税の方は、非課税証明書のほか、各種手当や年金等の収入状況を確認できる書類が必要です。

該当する方のみ提出
⑥重症患者認定申請書 (症状が一定の基準に該当する場合のみ)
⑦成長ホルモン治療用意見書 (医師が記入)
⑧人工呼吸器等装着者申請書兼証明書 (人工呼吸器を装着している場合のみ)
⑨訪問看護指示書の写し (訪問看護ステーションを利用する場合のみ)
⑩世帯内に他に指定難病医療費又は小児慢性特定疾病医療費の申請者(受給者)がいることを証明する書類
⑪身体障害者手帳の写しなど

●問合先

各区役所 家庭健康課 母子保健係 (P23)

各総合支所 保健福祉課 保健係 (P23)

●指定難病等の治療に係る通院介護費用交付事業

●概要

指定難病(特定疾患含む)・小児慢性特定疾病の認定を受けている在宅の方で、介護を受けて通院している方のうち、次の要件のいずれか1つに該当する方に対して、通院介護費用を交付します。

- ・身体障害者手帳1、2級の交付を受けている方(ただし20歳未満の方に限ります。)
- ・13歳未満の方
- ・上記以外で通院に介護が必要と医師が認めた方(ただし20歳未満の方に限ります。)

●助成内容

通院1日につき1,500円(月6,000円が上限)を交付します。

●手続きに必要なもの

申請書(下記問合先にあります。)を提出してください。

この時に、身体障害者手帳1、2級の交付を受けている方はその手帳を提示し、それ以外の方は申請書に医師の証明を記載してください(13歳未満の方は必要ありません)。

●問合先

各区役所 障害高齢課 障害者支援係(指定難病の認定を受けている方) (P23)

各区役所 家庭健康課 母子保健係(小児慢性特定疾病の認定を受けている方) (P23)

各総合支所 保健福祉課 保健係(小児慢性特定疾病の認定を受けている方) (P23)

●遷延性意識障害者治療研究事業

●概要

交通事故や脳内出血等の原因で意識障害に陥った方の治療研究を行う医療機関に対して患者の保険医療費及び介護保険の医療系サービスの自己負担額等を交付します。

●手続きについて

申請は、患者の治療を行っている医療機関が行います。該当する方は 医療機関の窓口でご相談ください。

●問合先

仙台市障害企画課

電話:214-6135 FAX:223-3573

宮城県保健福祉部疾病・感染症対策室

電話:211-2636 FAX:211-2697